

適格な育成者権の管理を行う機関の認定要領

令和8年4月20日付け8輸国第256号

農林水産省 輸出・国際局長通知

第1 趣旨

我が国優良品種は農業競争力の源泉であり、海外への流出を抑止しつつ、戦略的な海外ライセンスを行うことで、我が国農業・農業者の新たな稼ぎにつなげるとともに、得られた稼ぎを次の優良品種の開発につなげるサイクルを確立することが重要である。このため、海外で高い評価を得ている我が国優良品種を活用した戦略的な海外ライセンス推進に向け、海外での無断栽培・流通の抑止を図るとともに、我が国の輸出施策と整合した形で戦略的な海外ライセンスを実施するためのガイドラインとして、令和5年12月に「海外ライセンス指針」を策定した。また、品種の保護強化に向けては、令和2年に種苗法を改正し、海外持ち出しの制限や自家増殖の許諾制など育成者権者が管理しやすい制度的枠組みを整備したところであるが、農業現場における管理の運用方法が十分に確立されていないという課題があったことから、令和7年7月に、品種の国内管理のあり方について「優良品種の保護・活用に関する指針」を策定した。

両指針に沿った取組を推進するため、当該指針に基づき国内外で品種のライセンスを行うための組織体制を有し、当該指針に即した事業計画を策定する者を適格な育成者権の管理を行う機関として認定し、当該取組を推進するための予算がある場合に、その範囲内で、認定を受けた者に対して優先的に支援を行う。

第2 定義

この要領における用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

1. 知的財産権

育成者権、特許権、実用新案権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいう。

2. ライセンス

「ライセンス」とは、登録品種又は一般品種について、その育成者権者等が、当該品種に係る知的財産権その他の知的財産（ブランド、栽培技術等を含む。以下同じ。）に由来する権原に基づき、他者に対し、当該品種又は当該品種に係る知的財産の利用を許

諾・許可することをいい、「海外ライセンス」とは、海外におけるライセンスをいうものとする。

第3 認定の対象となる機関が行う業務

我が国優良品種の保護・活用を推進するためには、我が国からの輸出拡大に資する戦略的な海外ライセンス及び海外流出を抑止する厳格な国内管理を一体的に行う必要がある。このため、認定の対象となる機関が行う業務は、育成者権者から国内外における専用利用権又は通常利用権の設定を受けて行う、以下に掲げる業務を含むものとする。

1. 海外ライセンスの相手方との間における知的財産権に関するライセンス契約の締結及び契約の履行状況の確認、海外ライセンスの相手方以外の者による種苗の生産及び販売並びに収穫物の栽培及び販売の状況の監視、知的財産権の侵害発生時における証拠の収集及び警告等の侵害対応の実施並びにロイヤルティ等の徴収等に関する業務（以下「海外ライセンス業務」という。）
2. 国内の種苗の増殖・販売事業を行う者との間における知的財産権に関するライセンス契約の締結及び契約の履行状況の確認、ライセンスの相手方以外の者による種苗の生産及び販売状況の監視、知的財産権の侵害発生時における証拠の収集及び警告等の侵害対応の実施並びにロイヤルティ等の徴収等に関する業務（以下「国内管理業務」という。）

第4 適格な育成者権の管理を行う機関の認定手続等

1. 認定要件

適格な育成者権の管理を行う業務（以下「育成者権管理業務」という。）を行う機関として認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる要件を満たす場合に認定を受けることができる。

（1）機関の体制に関する要件

- ①法人であること。
- ②適格な育成者権の管理を行う機関としての認定を取り消され、その取消しの日から1年を経過しない法人でないこと。
- ③国内外における品種の許諾管理を担うことができる財務基盤を有すること。なお、当該財務基盤には、親会社その他関係会社からの財務的支援も含む。

- ④法人及びその法人に参画又は出資する法人等が外国資本、外国政府、又は外国に所在する法人・団体から、意思決定に影響を及ぼす出資、役員派遣その他の関与を受けていないこと。
- ⑤法人の役員及びその法人に参画又は出資する法人等の役員等（法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6項に規定する暴力団員をいう。）ではないこと。
- ⑥第3に定める海外ライセンス業務及び国内管理業務を行うための運営体制を有し、かつ以下の専門的知見・実績を有する担当職員又は外部専門家が配置されていること、又は配置を予定していること。
- (ア) 海外ライセンス業務
 - i 契約交渉等の海外ライセンスに関する実務の実績
 - ii 海外の知的財産権等の法務に関する知見及び実務の実績
 - iii 品種、栽培技術等の農業分野の研究開発成果に関する知見及び指導実績
 - (イ) 国内管理業務
 - i 国内の知的財産権等の法務に関する知見及び実務の実績
 - ii 品種、栽培技術等の農業分野の研究開発成果に関する知見及び指導実績
- ⑦国内において、事業の一部として農業を営む者で、種苗の生産・管理を実施又は実施予定かつ、国内において収穫物の販売・輸出を全国で実施又は実施予定の者が出資者又は事業提携先に含まれること。

(2) 事業計画に関する要件

以下の基準に適合する海外ライセンス事業計画及び国内管理事業計画を策定すること。

①海外ライセンス事業計画

別紙の認定基準に沿って、必要な事項が記載されており、考慮すべき事項について一定水準以上の記載があること。

②国内管理事業計画

別紙の認定基準に沿って、必要な事項が記載されており、考慮すべき事項について一定水準以上の記載があること。

2. 認定手続

- (1) 申請者は、添付書類の確認（様式1）、申請者の要件の確認（様式2）、認定申請書（様式3）、海外ライセンス事業計画（様式4）及び国内管理事業計画（様式5）を農林水産省輸出・国際局長（以下「輸出・国際局長」という。）に提出して申請を行う。申請者は、次に掲げる書類を添付する。
 - ①定款
 - ②登記事項証明書
 - ③役員名簿
 - ④経理規定並びに申請者の直近の貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあつては、当該機関の経理に関する基本的な方針等が分かる資料）
 - ⑤育成者権管理業務に係る中期的な事業の目標（様式6）
- (2) 輸出・国際局長は、認定申請書を確認し、認定申請書に不備又は不足等が確認されたときは、申請者に対し、認定申請書の修正を求める。
- (3) 輸出・国際局長は、その申請に係る海外ライセンス業務及び国内管理業務の対象となる農林水産省品目所管局庁、農林水産技術会議事務局及び申請書の内容に応じて関係する局庁の意見を聴いて、申請内容が1に掲げる認定要件を満たしているか等を審査する。当該審査に当たっては、必要に応じて、申請者等へのヒアリング等を行うことができる。
- (4) 輸出・国際局長は、認定申請書、海外ライセンス事業計画、国内管理事業計画及び中期的な事業の目標について補正が必要であると判断した場合には、申請者に対して様式7により通知し、当該認定申請書等を補正させる。

3. 認定及び認定の拒否

- (1) 輸出・国際局長は、審査の結果、申請内容が1に定める認定要件を満たしていると判断したときは、認定した旨を様式8により通知する。
- (2) 輸出・国際局長は、(1)の通知を受けた育成者権管理機関（以下「認定管理機関」という。）の次に掲げるものを、農林水産省のホームページ上で公表する。
 - ①認定年月日
 - ②当該機関の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - ③当該機関が行う育成者権管理業務の対象となる品目
- (3) 輸出・国際局長は、審査の結果、申請内容が1に定める認定要件を満たしていないと判断したときは、認定を拒否する旨を様式9により通知する。

- (4) 輸出・国際局長は、2の(4)の補正指示に対し、指定した提出期限までに申請者から補正書が提出されなかったときは、認定を拒否する旨を様式9により通知する。ただし、輸出・国際局長は、申請者がやむを得ない事情により指定した提出期限までに提出することが困難であると認められる場合には、提出期限を改めた上で、様式7により再度通知する。

4. 認定の申請の取下げ

申請者は、申請を取り下げるときには、様式10により、輸出・国際局長に届け出る。

第5 認定管理機関の変更の認定

1. 認定管理機関は、認定申請書、海外ライセンス事業計画、国内管理事業計画及び認定申請書の添付書類を変更する必要がある場合(2に掲げる軽微な変更を除く。)には、様式11を輸出・国際局長に提出し、輸出・国際局長による変更の認定を受けるものとする。変更の認定に当たっては、輸出・国際局長は、第4の1に準じて審査し、様式12により通知する。
2. 認定管理機関は、認定申請書及びその添付書類に軽微な変更をする必要がある場合には、実施状況の報告の際に、様式11を輸出・国際局長に提出する。軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

認定管理機関の名称、住所、代表者又は連絡先(文書送付先)に関する事項の変更

第6 認定管理機関の育成者権管理業務の廃止の届出

育成者権管理業務を廃止しようとする認定管理機関は、当該業務の廃止の日の30日前までに、様式13を輸出・国際局長に届け出る。

輸出・国際局長は、廃止の届出を受理した際には、当該団体の認定の取消しを行い、様式14によりその旨を通知する。

第7 認定管理機関への指導及び助言

輸出・国際局長は、認定管理機関が第4の1の(1)に定める機関の体制に関する要件を満たしていない、認定された海外ライセンス事業計画及び国内管理事業計画に従って事業を実施していない等、当該機関の育成者権管理業務の運営及び事業計画に関し改善の必要があると認めるときは、当該認定管理機関に対し、その改善に必要な指導及び助言を行うことができる。

第8 認定管理機関の認定の取消し

輸出・国際局長は、認定管理機関が、次のいずれかに該当するときは、様式14により、認定の取消しを行うこととする。

- (1) 第4の1に定める機関の体制に関する要件を満たさなくなったとき、又は海外ライセンス事業計画及び国内管理事業計画に従って事業を実施していないと認められるとき。
- (2) 育成者権管理業務を廃止することとなったとき。
- (3) 不正の手段により認定管理機関の認定（変更の認定を含む。）を受けたことが判明したとき。
- (4) 第9に定める実施状況の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第9 実施状況の報告

認定管理機関は、毎年度末時点における海外ライセンス事業計画及び国内管理事業計画の進捗状況を含む育成者権管理業務の実施状況について、当該年度終了から1か月以内に実施報告書（様式15）を輸出・国際局長に提出する。

輸出・国際局長は、必要に応じて、認定管理機関から、事業の実施状況についてヒアリング、指導及び助言を行うことができる。

附則

この規定は、令和8年4月20日から施行する。

海外ライセンス事業計画認定基準

1. 海外ライセンス戦略

(1) ターゲット市場と品種の選定

【ターゲット市場の選定】

- ・海外ライセンスの対象品目（りんご、ぶどう等の区分）ごとに、想定しているターゲット市場（海外ライセンスに基づいて生産された収穫物の販売先となる国・地域。以下同じ。）と、その選定の考え方を記載すること。

- ・その際、収穫物の日本からの輸出や国内生産に悪影響が出ず、輸出を強化・補完できるような市場を選定する観点から、海外ライセンスの対象品目ごとに、以下の点について考慮すること。
 - ① 日本からターゲット市場への輸出の制限の状況（検疫条件等）、輸出可能な場合は輸出額及び輸出時期
 - ② ターゲット市場から日本への輸入の制限の状況（検疫条件等）
 - ③ ターゲット市場の規模（対象品目の生産額、輸入額等）
 - ④ ターゲット市場への輸送条件（航空便又は船便による日数等）
 - ⑤ ターゲット市場において日本からの輸出と棲み分けるための販売戦略（ターゲット層、ブランド、品質、出荷時期、収穫物の販売の規模感等）

【品種の選定】

- ・海外ライセンスの対象品目ごとに、取り扱うことを想定している品種と、その選定の考え方を記載すること。

- ・新品種の開発を行う場合は、現地ニーズに応える新品種（EDV（従属品種）を含む）の開発の方針について記載すること。

- ・その際、
 - ① 国内外での育成者権その他の知的財産権の取得の状況
 - ② その品種の国内での利用の状況（栽培面積等）

- ③ ターゲット市場において、日本で開発された品種について、どのようなニーズ（潜在的なニーズを含む）があるのかについて考慮すること。

（２）生産国とパートナーの選定

【生産国の選定】

- ・海外ライセンスの対象品目ごとに、想定している生産国（海外ライセンスに基づいて収穫物の生産を行う国・地域。以下同じ。）と、その選定の考え方を記載すること。

- ・その際、無断栽培や不正流通が起こりにくい市場を選定する観点から、以下の点について考慮すること。
 - ① 植物の新品種の保護に関する国際条約（UPOV 条約）の加盟国（以下「UPOV 加盟国」という。）であること
 - ② 信頼できる海外ライセンス先（パートナー）の候補があること
 - ③ カントリーリスク（政治・制度の安定性など）が低く、契約を重んじる商慣習があること

- ・また、生産国内での販売だけでなく近隣国への輸出も狙うとともに、日本への逆輸入のリスクを避ける観点から、生産国から輸出可能な国・地域について考慮すること。

【パートナーの選定】

- ・パートナー（海外ライセンスの契約先をいう。以下同じ。）の候補として想定している者及びその概要、並びにその選定の考え方を記載すること。

- ・その際、日本の輸出促進に理解があり、輸出との棲み分け・連携を図るための販売管理が行える者、ライセンス契約を遵守する信頼できる者を選定する観点から、以下の点について考慮すること。
 - ① パートナー候補によるライセンスビジネスの実績
 - ② パートナー候補によるライセンスビジネスの特徴（流通・販売段階の管理も可能か、ターゲット市場での販売先をもっているか、生産能力等）

(3) 無断栽培・流通の抑止と対応

【品種登録】

- ・品種の育成者と管理機関との間で、海外ライセンスを行う主要な生産国及び主要な輸出ターゲット国について情報を共有し、品種登録を行う国の選定方針について協議をした上で、その考え方を記載すること。
- ・その際、侵害リスクが高く、権利行使の可能性が高い国でも品種登録を行う観点から、以下の点について考慮すること。
 - ① 当該品目の他国からの競合品の輸入量が多い国や輸出元国
 - ② UPOV 加盟国

【他の知的財産制度等の活用】

- ・各国の法制に応じて、育成者権だけでなく、商標権、営業秘密、特許権といった育成者権以外の知的財産制度も複層的に取得・活用する観点から、知的財産の保護・活用の戦略を記載すること。
- ・その際、日本産品の品質・ブランド価値の源泉となる栽培技術については、重要な知的財産として適切に保護・管理する観点から、以下の点について考慮すること。
 - ① パートナーとの間で栽培技術やノウハウについて秘密保持契約を締結すること
 - ② パートナーとその従業員との間においても退職後の取り決めを含めた秘密保持契約を結ぶこと
 - ③ 各従業員に工程を分割して担当させるなど技術流出を防ぐ措置を講じるよう契約内容を定めること

【未譲渡性が失われた品種のライセンス】

- ・海外で品種登録出願していなかったために未譲渡性が失われ、育成者権の保護ができない品種について、例えば、商標などのライセンスにより、経済的価値を得ていく方針がある場合には、その方針を記載すること。
- ・その際、当該品種の海外における無秩序な生産・販売を、管理可能なライセンス生産・販売に置き換えていくことについて考慮すること。

【監視と侵害対応】

- ・海外における無断栽培・不正流通の監視、侵害対応を日本にいる育成者権者が行うことは、言語の違いや現地の法制度とその運用実態に関する知識・経験等の面で難しく、コスト・労力面の負担が大きいことを踏まえ、現地のパートナー及び弁護士等の専門家による監視と侵害対応を機能させる観点から、ライセンシー（ライセンスの直接の相手方をいう。以下同じ。）及び専門家との契約に定めることを想定している監視と侵害対応についての考え方を記載すること。

- ・その際、ライセンシーに第三者の無断栽培や不正流通を積極的に監視してもらう観点から、以下の点について考慮すること。
 - ① ライセンシーにも経済的メリットのある契約関係とすること
 - ② 侵害対応はライセンシーが責任をもって行う旨を、費用負担も含めて定めること
 - ③ ライセンシーによる流通管理・侵害監視義務について、その費用負担も含めて定めること（苗木にICチップやシリアルナンバーを付すこと等によりその流通を管理するトレーサビリティシステムを活用することなど）
 - ④ 無断栽培や不正流通を発見した際には、育成者権や他の知的財産権をもとに警告を実施する、又は、ライセンス戦略に影響がない場合には侵害者に正規のライセンス契約を締結させ、影響がある場合には法的措置を含めて対応を行うなど、影響度合いに応じて対応にメリハリをつけること

（４）ロイヤルティ等の設定

- ・品目の特徴を踏まえて、ロイヤルティを苗木に対して設定するだけでなく、収穫量、栽培面積等に対しても設定するなど、長期にわたりロイヤルティ又は対価を得られるようにする観点から、想定しているロイヤルティ等の設定についての考え方を記載すること。

- ・その際、育成者権の存続期間満了後もロイヤルティを得られるようにするため、登録更新を行えば半永久的に権利を存続することができる商標権についても取得・ライセンスする方針がある場合には、その考え方を記載すること。

- ・また、育成者権者との間でのロイヤルティ収入の配分について、新たな品種開発への再投資や無断栽培・不正流通の監視、侵害対応のコスト等を考慮し、その考え方を記

載すること。

2. ライセンス契約

(1) 契約の枠組み

- ・輸出との棲み分け・連携や日本への逆輸入防止を図るとともに、侵害リスクも低減する観点から、生産・流通過程及び出荷・販売先をコントロールする方策についての考え方を記載すること（独占禁止法との関係に留意しつつ、出口である流通・販売業者を特定する、川上の種苗業者・収穫物生産者とを結びつける形で契約するなど）。

- ・その際、以下の主要モデルの特徴を踏まえて検討し、記載すること。
 - ① 種苗業者、収穫物生産者、流通業者それぞれにライセンスする（育成者権者による管理がより厳格にできる一方、個別の契約管理の手間・コストがかかる）
 - ② 流通業者にライセンスし当該流通業者が種苗増殖、収穫物生産をサブライセンスする（管理能力が高い流通業者を選定する必要）

- ・育成者権以外の知的財産の利用についてライセンスをすることを想定している場合には、種苗の譲渡に当たり譲渡後における厳格な種苗管理の義務を条件として付す、さらに、侵害リスクを低減するため、種苗業者には種苗の増殖委託とした上で、収穫物生産者には、種苗を譲渡せずにリースとする（種苗の所有権を育成者権者が留保）などの方法について検討し、その考え方について記載すること。

- ・パートナーによる独占的利用の有無、
上記の独占的利用がある場合はその対象についての考え方を記載すること。

(2) 契約に盛り込むべき事項

- ・独占禁止法との関係（取引当事者の市場における位置づけ及び当該国における競争政策の運用実態等）に留意しつつ、契約に盛り込む事項として想定している内容を記載すること。

- ・その際、品目や国・地域等に応じて、以下の事項について考慮すること。

① 競合の回避

日本産との競合可能性が高い国内外市場への出荷制限など

日本産との輸出との棲み分けが必要な場合には、それを担保するための条件（商標の利用、品質基準設定等）

② 登録品種への切替

育成者権の存続期間満了前に新たな登録品種への切り替えを図るため、契約期間満了後の伐採・廃棄など

③ 無断栽培・侵害の防止

種苗の譲渡・増殖の制限、収穫物の販売量の制限及び収穫・販売数量の報告義務を設定するとともに、無断栽培や不正流通の監視義務、侵害対応の実施義務について、費用負担も含めて設定する、また、流出時におけるペナルティ措置として、損害賠償のほか、違約金を設定するなど

流通・販売業者のみにライセンスする場合には、種苗業者、収穫物生産者等を直接管理できないため、流通販売業者との契約において、サブライセンス先の種苗業者、収穫物生産者の名簿の提出を義務付けるなど生産・流通関係者を把握できるようにするとともに、サブライセンスの不履行の責任を定めておくなど

EDV については、新たな育成者権の対象となるため、ライセンスしている登録品種の市場を脅かす存在となり得ることを踏まえ、契約において、突然変異や遺伝子組み換えなど EDV の範囲を具体的に定義し、これを発見した場合の報告義務を定めるなど

栽培技術・ノウハウの秘密保持を徹底するため、ライセンシーとの間だけでなく、従業員との間においても営業秘密管理を遵守するよう定める、また、模倣品を排除するため、商標がある場合には商標を正規品の証として付すよう義務付けるなど

侵害発生時にどの国の法が適用されるか（国際裁判管轄）について、その国の法制度、裁判制度及び判決の執行可能性を考慮し、準拠法は育成者権者に有利な国の法を選択するなど

④ 販売数量目標達成

一定以上のロイヤルティが得られるよう、最低販売数量の目標値を定める、また、一定以上の数量を販売した場合にはロイヤルティの水準を下げるにより、パー

トナーがより多く販売するインセンティブを与える仕組みとするなど

3. その他（周年供給の実現に向けた取組）

輸出とその端境期における海外ライセンス生産を組み合わせた周年供給を実現し、輸出を拡大していくための取組方針がある場合には、その内容を記載すること。

（国内産地における生産・出荷体制、国内及び生産国の輸出事業者並びにターゲット国の輸入業者における集荷量や出荷時期の調整、パートナーにおける品質管理や出荷時期・出荷量の調整など、関係者が一丸となって取り組むことなど）

国内管理事業計画認定基準

1. 品種登録前の管理（育成者権者から委託等を受けて種苗を一般流通させる場合の管理）

- ・ 品種育成者が、品種登録前に、自身の管理下でないほ場で種苗の増殖や普及を開始する場合における流出防止の方針を記載すること。
- ・ その際、品種登録前の流出を防止する観点から、以下の点について考慮すること。
 - ア 種苗の利用者を限定・特定し、第三者への譲渡禁止等種苗の流出を防止するための厳格な契約
 - イ 流出防止措置

2. 品種登録後の管理・活用

（1）許諾管理

- ・ 育成者権者が定めた許諾条件について、種苗の増殖・販売等を行う種苗業者及び収穫物生産者まで遵守されるようにするための許諾契約の管理の考え方について記載すること。
- ・ その際、品種の許諾条件に応じ、以下の点について考慮すること。
 - i) 基本的な事項が定められた契約の管理を行う場合の措置 以下の場合に、種苗の増殖・販売等を行う種苗業者及び収穫物生産者まで許諾条件が遵守されるための許諾契約の管理
 - ア 種苗の販売先について収穫物を生産する者に限定、不特定多数の者が購入し得る量販店やインターネットサイト等への販売禁止などの条件を付すこと。
 - イ 種苗購入者に対し、無断増殖の禁止、第三者への譲渡禁止などの購入条件を付すこと。

ii) 厳格管理が定められた契約の管理を行う場合の措置

以下の場合に、種苗の増殖・販売等を行う種苗業者及び収穫物生産者まで許諾条件が遵守されるための許諾契約の管理

ア 種苗業者に対する余剰種苗の適切な取扱い及び収穫物生産者に対する剪定枝の適切な管理が義務付けられている場合。

イ 種苗の増殖本数、種苗の購入先の氏名・住所、種苗の譲渡本数等の報告を求めるなど、種苗の生産・流通状況を把握するよう定められている場合。また、種苗購入者に植栽ほ場の住所の記入を求めるなど、農業利用に限定して種苗を販売する条件が付されている場合。

iii) 優良品種を活用した産地化・ブランド化を図る契約の管理を行う場合の措置

育成者権者と連携して、商標の活用、収穫物の出荷条件の設定、種苗のリース方式を活用した取組等出荷条件をコントロールし収穫物の品質を管理する取組を行う場合における契約管理。

(2) 知的財産意識・管理能力の高い種苗業者への許諾

- ・種苗の増殖・販売等を許諾する契約先の種苗業者の選定基準及び選定方法が記載されていること。
- ・その際、知的財産意識・管理能力が高い種苗業者への許諾が担保されるよう、再許諾先の種苗業者が、種苗法に関する知見を有し、ほ場における適切な種苗管理、従業員の適切な指導・管理及び販売先への許諾条件の伝達ができるなど品種の許諾条件に応じた種苗管理を実施できる能力の確認方法について考慮すること。

(3) 種苗の流出防止に向けた関係者への啓発

- ・種苗業者、収穫物生産者、普及員、JA など種苗を取扱う幅広い関係者に対する種苗の無断増殖、第三者への譲渡禁止等の契約事項の遵守の啓発の方針を記載すること。

3. 監視・侵害対応の実施

- ・許諾を受けた品種の無断増殖・無断販売等の状況の監視方法及び侵害発生時の対応方針について、育成者権者及び再許諾先との役割分担を明確にした上で、記載すること。